

川口市立東中学校 盗撮防止等ガイドライン

◇基本方針◇

○川口市立学校（園）における盗撮防止等ガイドライン（令和7年9月）に準ずる。

◇未然防止策◇

- 校内の整理整頓を行うとともに、使用しない教室等は施錠を行う。
- 日常点検【清掃時や巡回等の際、不審物がないかなど確認する】
- 定期点検【学期に1回、管理職と職員がペアになって点検を行う】
- 教職員の個人所有のスマートフォン等を生徒の活動場所に持ち込むことを禁止する。（但し、不測の事態〈不審者対応等〉を想定したとき、スマートフォン等を所持していることが必要と考えられる場合は、管理職の許可を経て、所持することを認めるが、生徒の前での使用は緊急時以外禁止とする）
- 学校所有の機器を利用したの撮影は、管理職が許可した場合に限る。
- 教職員に対しては、不祥事防止に向けた研修を充実する。
- 生徒に対しては、授業等を通じて、スマートフォンやSNSの利用について指導していく。

◇事故発生時◇

- 盗撮または盗撮が疑われる事案が発覚した場合は、迅速に警察に通報するとともに、被害者の保護など、適切な処置を行う。